

【調布市教育大綱（仮称）】

1 調布市教育大綱の基本的な考え方

- 調布市教育大綱の策定に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の教育目標・基本方針はもとより、調布市教育プラン・調布市総合計画に掲げた施策との整合を図るとともに、市長が定める教育に関する根本的な方針という観点から、教育を取り巻く今日的な課題や教育が果たすべき役割とその意義等について、総合教育会議において協議しました。
- 教育は、学校のみならず、家庭、社会における教育など、生涯にわたってその充実が図られる必要があります。また、教育は、地域社会の発展に寄与するものであり、市政にとって極めて重要であることから、社会全体で調布の教育を支えていかなければなりません。
- 調布市教育大綱は、調布市子ども条例の基本理念の実現を踏まえて、調布の未来を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるため、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力することを旨として、基本方針を定めるものとします。また、調布市教育大綱の基本方針を踏まえて、市長と教育委員会が連携して取り組むテーマについて、その基本的な方向性を示すものとします。
- 調布市教育大綱の対象期間は、市長の任期との連動性を考慮し、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。子どもたちを取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、総合教育会議の協議を経て、必要に応じて見直すものとします。

2 調布市教育大綱の基本方針

《基本方針全般に関する考え方》

- 子どもは調布の「宝」、「未来への希望」であり、私たちは、調布の子どもたちが、緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校及び地域のつながりの中で、夢を持って健やかに成長して欲しいと願っています。そして、子どもたち一人ひとりが生命を大切に、人の尊厳を重んじ、自立した社会の一員として自ら考え行動できる人間として成長することが重要です。
- そのためには、子どもたちが、豊かな心と確かな学力、健やかな体の調和に基づいた「生きる力」をより一層育み、社会の変化に主体的に対応し、未来へ飛躍していけるよう大人たちが支えていく必要があります。また、まちづくりの観点からも教育は極めて重要であり、家庭や地域、学校・行政機関は、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携、協力し、教育環境の充実に取り組んでいかなければなりません。
- この調布に生まれ、育ち、教育を受けるすべての子どもたちが、幸せに暮らし、社会の一員としていきいきと生きることができるよう、私たち大人は子どもたちにとっての最善の教育を追求していきます。こうしたことを踏まえ、調布市教育大綱では、次の3つの基本方針を定めます。

基本方針①【学校の役割と責任に基づく取組】

学校教育においては、調布の子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けられるよう、子どもたちの「生きる力」の育成や社会貢献意欲の向上に向けた施策を推進します。

基本方針②【行政の役割と責任に基づく取組】

行政においては、調布の子どもたちが良好な環境の中で学ぶことができるよう、安全確保に関わる取組を推進するとともに、学校施設の老朽化対策などを推進し、次代を担う子どもたち一人ひとりにとって安全で安心な教育環境の整備を図ります。

基本方針③【家庭・地域の役割と責任に基づく連携】

家庭・地域社会においては、調布の子どもたちが、生涯にわたって、より豊かで充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、学校、家庭、地域住民が、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携、協力しながら、調布の教育を共に支えていくことを目指します。

3 調布市教育大綱の基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ

■連携テーマ1

子どもたち一人ひとりに応じた教育及び支援の充実

基本的な方向性（案）

いじめ・不登校・虐待・問題行動・貧困問題など、子どもたちを取り巻く諸課題への対応に向け、子どもたち一人ひとりに応じた教育及び支援の充実に取り組みます。

- （連携施策の例※）
- いじめ・不登校・子どもの貧困対策（教育プラン重点P/基本計画施策05-1◆）
  - 子ども家庭支援センター、児童相談所、養護施設等の関係機関との連携
  - 教育相談の充実（教育プラン主要事業）
  - 特別支援教育の推進（教育プラン重点P/基本計画重点P）
  - 命の教育活動・人権教育・道徳教育の推進（教育プラン主要事業）

■連携テーマ2

安全・安心な学校づくりの推進

基本的な方向性（案）

防災教育や食物アレルギー対策の推進、通学路等の安全対策など、子どもたちの安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを進めます。

- （連携施策の例※）
- 防災教育の推進（教育プラン主要事業/基本計画施策05-5◆）
  - 通学路等の安全確保の推進（教育プラン主要事業/基本計画施策05-5◆）
  - 食物アレルギー対策の推進（教育プラン主要事業/基本計画施策05-5◆）

■連携テーマ3

学校施設の整備の推進

基本的な方向性（案）

学校施設の老朽化・長寿命化対策など、だれもが安全・安心に利用することができるよう、施設の整備を進めます。

- （連携施策の例※）
- 小・中学校施設の整備（教育プラン施策8/基本計画重点P）
  - 学校施設老朽化長寿命化への対応（教育プラン重点P）
  - 避難所機能の充実（教育プラン重点P/基本計画施策01-1◆）

■連携テーマ4

学校・家庭・地域の連携による教育支援

基本的な方向性（案）

学校・家庭・地域が子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いに意見交換しながら、それぞれの役割と責任に基づき、三者の連携によって学校教育を支援・補完する施策を展開します。

- （連携施策の例※）
- 放課後の居場所づくりの充実（教育プラン主要事業/基本計画施策06-2◆）
  - 地域人材等を活用した教育支援（教育プラン主要事業）
  - 青少年の健全育成（基本計画施策06-1◆）
  - 幼・保・小及び小・中連携の推進（教育プラン主要事業）
  - 家庭教育への支援（教育プラン主要事業）

■連携テーマ5

オリンピック・パラリンピック教育の推進

基本的な方向性（案）

オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念等の学習の推進を通して、国際理解を深めるとともに、児童・生徒の運動やスポーツへの関心や親しみを高めるため、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。

- （連携施策の例※）
- オリンピック教育の推進（教育プラン主要事業）
  - 国際教育の推進（教育プラン主要事業/基本計画施策05-2◆）

※「連携施策の例」は、連携テーマに関連する施策や事業を一例として示したものです。